



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 1 日 (火)
第 8 6 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (503・504) (東部振興課)・・・2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (505) (立地戦略課)・・・3 大規模小売店舗の新設の届出 (506) (経済産業総室)・・・3 種畜証明書の交付 (507) (畜産課)・・・4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビスの事業の廃止の届出 (508) (中部総合事務所福祉保健局)・・・6 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (509) (西部総合事務所地域振興局)・・・7 |
| ◇ 教委告示 | 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (21) (教育環境課)・・・7 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課)・・・8 落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課)・・・8 |

告 示

鳥取県告示第503号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大堀 貴士
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、すべての人を対象に、人や動物と関わりながら自然体験や学習活動、文化活動などを行うことにより、自信と誇りを育てると共に、未来に希望が溢れ、安心して学び合い、育ち合うことができる社会づくりを目指して、青少年の健全育成、社会教育と社会福祉の推進、子育て支援、循環型社会の形成、地域活性の推進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第504号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リカバリーポイント
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
千坂 雅浩
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町牧谷645-4

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症をはじめとする依存症を抱える方、また、これに類する症状の方、及び、その家族に対して回復を支援し、薬物等の乱用予防に対する普及啓発、及び相談援助活動に関する事業を行い、広く健全な社会生活と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第505号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|---------------------|----------------------------------|-----------------------------|--------|
| 鳥取県環境対策設備導入促進補助金審査会 | 鳥取県環境対策設備導入促進補助金の補助対象事業の採択に関する事項 | 平成26年7月1日から 平成27年3月31日まで | 立地戦略課 |

鳥取県告示第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゴダイドラッグ鳥取店
鳥取市安長259-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市錦町104
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市錦町104
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,199平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 39台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり

- イ 収容台数 38台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 28平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 8.92立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
 - 平成26年6月18日
- 8 縦覧に供する書類
 - 大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
 - 平成26年7月1日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
 - 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
 - 鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第507号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 種畜証明 書番号 | 名前 | 種類及び 品種 | 生年月日 | 産地 | 血統 | | 等級 | 飼養者の所在 地及び名称 |
|-----------------|-----|-------------|-----------------|------------|-----|-------|----|------------------------|
| | | | | | 父 | 母 | | |
| 11027570 590 | 勝安波 | 肉用牛 黒毛和種 | 平成13年 12月16日 | 鳥取県 鳥取市 | 平茂勝 | しげふく1 | 1級 | 東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--------|---|-----------------|---------------------|--------|--------|----|--------------------------------------|
| 11255145 300 | 福増 | 〃 | 平成21年 2月24日 | 〃 | 安平吉 | かつき5 | 〃 | 〃 |
| 10246749 640 | 安美津 | 〃 | 平成21年 8月16日 | 鳥取県 東伯郡 北栄町 | 安福2002 | ゆり | 〃 | 〃 |
| 11259297 135 | 白鵬85の3 | 〃 | 平成22年 1月3日 | 鳥取県 東伯郡 琴浦町 | 勝忠平 | みどり | 〃 | 〃 |
| 11254146 353 | 百合白清2 | 〃 | 平成22年 1月23日 | 〃 | 百合茂 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 11259014 732 | 夏美安 | 〃 | 平成22年 3月22日 | 〃 | 勝安波 | なつみ | 〃 | 〃 |
| 11304174 343 | 百合福久 | 〃 | 平成22年 11月30日 | 鳥取県 西伯郡 伯耆町 | 百合茂 | ふくやすふく | 〃 | 〃 |
| 11337797 885 | 平白鵬 | 〃 | 平成23年 3月19日 | 鳥取県 東伯郡 琴浦町 | 平茂晴 | みどり | 〃 | 〃 |
| 10840858 526 | 関5双葉3 | 〃 | 平成23年 4月18日 | 鳥取県 倉吉市 | 福西松 | せき5ふたば | 〃 | 〃 |
| 11335577 915 | 多美福 | 〃 | 平成23年 5月7日 | 宮崎県 西臼杵郡 日之影町 | 福之国 | たみこ | 〃 | 〃 |
| 11230059 103 | 勝茂久 | 〃 | 平成23年 11月29日 | 鳥取県 日野郡 日野町 | 安福久 | ひめいわ66 | 〃 | 〃 |
| 11381947 823 | 礼美茂 | 〃 | 平成24年 4月3日 | 鳥取県 東伯郡 琴浦町 | 百合茂 | れみ | 〃 | 〃 |
| 11381947 946 | 零実緒 | 〃 | 平成24年 9月11日 | 鳥取県 西伯郡 大山町 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 11344687 391 | 桜5 | 〃 | 平成25年 3月17日 | 鳥取県 日野郡 日野町 | 勝安波 | さくら | 2級 | 〃 |
| 11258408 112 | 麗美福 | 〃 | 平成25年 5月12日 | 鳥取県 西伯郡 大山町 | 〃 | れみ | 〃 | 〃 |
| 11334468 139 | 成鳳 | 〃 | 平成24年 9月26日 | 鳥取県 西伯町 南部町 | 北平安 | ただしろ | 〃 | 西伯郡南部町 安部公三 |
| 11362497 316 | 久耕2406 | 〃 | 平成24年 3月4日 | 鳥取県 東伯郡 琴浦町 | 安福久 | みつやすてる | 1級 | 東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--------|---|-----------------|---|-------|-------------|----|---|
| 11362497 330 | 久杵2408 | 〃 | 平成24年 3月5日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 11346998 495 | 山幻2478 | 〃 | 平成24年 9月28日 | 〃 | 安秀165 | てるひめ | 〃 | 〃 |
| 11346998 525 | 稔種2481 | 〃 | 平成24年 11月28日 | 〃 | 福安照 | てるやす | 〃 | 〃 |
| 11346998 662 | 華路2507 | 〃 | 平成25年 2月23日 | 〃 | 美津百合 | なみしげふく 1 | 2級 | 〃 |
| 11346998 693 | 花襟2509 | 〃 | 平成25年 2月24日 | 〃 | 芳之国 | きたづる | 〃 | 〃 |
| 11346998 709 | 久草2510 | 〃 | 平成25年 2月25日 | 〃 | 安福久 | やすふくみ | 〃 | 〃 |
| 11346998 716 | 奥殿2511 | 〃 | 平成25年 2月26日 | 〃 | 奥安福 | てるふくきく 2 | 〃 | 〃 |
| 11346998 730 | 虎内2513 | 〃 | 平成25年 2月27日 | 〃 | 光平照 | みつてる4 | 〃 | 〃 |
| 11346998 754 | 虎珠2514 | 〃 | 平成25年 2月28日 | 〃 | 〃 | たけこ | 〃 | 〃 |
| 11346999 164 | 烈人2537 | 〃 | 平成25年 3月27日 | 〃 | 美津照重 | さかえどい1 | 〃 | 〃 |
| 11346999 218 | 天秋2539 | 〃 | 平成25年 3月30日 | 〃 | 北茂勝96 | ふじやすふく | 〃 | 〃 |
| 11346999 232 | 鳥薨2541 | 〃 | 平成25年 3月31日 | 〃 | 勝安波 | かみしげ | 〃 | 〃 |
| 11346999 317 | 花力2544 | 〃 | 平成25年 4月11日 | 〃 | 芳之国 | きたしげふく | 〃 | 〃 |
| 11346999 355 | 沢温2546 | 〃 | 平成25年 4月18日 | 〃 | 沢茂勝 | みつてるふく | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月1日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------|------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|----------------|
| 社会医療法人 仁厚会 | 倉吉市山根43 | グループホーム・ ケアホームハピネス | 倉吉市山根43 | 共同生活援助 | 平成26年3月 31日 |

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|----------------------|---|---|
| 社会福祉法人 敬仁会 | 〃 | グループホーム敬 仁会館 | 倉吉市上井19-1 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人 希望の家 | 倉吉市みどり町 3576-1 | 一体型共同生活援 助事業所グループ ホーム希望の家 | 倉吉市みどり町3576 -1 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人 和 | 倉吉市福庭町 一丁目365-2 | ホーム難 | 倉吉市宮川町159-63 | 〃 | 〃 |
| 特定非営利活 動法人東伯け んこう | 東伯郡琴浦町 大字徳万352- 4 | 東伯けんこうホー ム | 東伯郡琴浦町大字下 伊勢417-1 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第509号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年8月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月1日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あかり広場

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 恵子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生温泉二丁目2-8

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害のある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の市民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第21号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月1日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|-----------------------------|---|-----------------------|--------|
| 鳥取湖陵高等学校温室環境制御システム企画提案審査委員会 | 鳥取県立鳥取湖陵高等学校の温室環境制御システムに係る受託業者の選定に関する事項 | 平成26年7月1日から同年11月30日まで | 教育環境課 |

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | アグスタ式AW109SP型ヘリコプター用機体補用部品 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年5月27日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 兼松株式会社 東京都港区芝浦一丁目2-1 |
| 5 契約金額 | 51,225,022円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達した物品の交換部品を調達するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると既に調達した物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月1日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 谷 輝 久

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 県立鳥取湖陵高等学校教育用パソコン等 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成26年5月16日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通リース株式会社中国支店 広島市中区紙屋町一丁目2-22 |
| 5 落札金額 | 71,267,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成26年4月4日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立鳥取湖陵高等学校 鳥取市湖山町北三丁目250 |